

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 令和4年12月22日・東京都条例第141号

第1 概要

1 改正理由

脱炭素社会の実現に向けた実効性ある取組の強化を図るため、住宅等の一定の中小新築建物に係る環境性能の確保を求める制度を創設するほか、所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 新たに、建築物環境報告書制度を設け、自ら定める規格に基づく、規則で定める規模未満の住宅等の中小規模新築建物の年間都内供給延べ面積の合計が規則で定める値以上である建物供給事業者等を対象として、当該中小規模新築建物への省エネルギー性能基準、再生可能エネルギー利用設備設置基準及び電気自動車充電設備整備基準の順守の義務を課すため規定を整備する。
- (2) 建築物環境計画書制度について、規則で定める規模以上の大規模建物の新築等を行う建築主を対象として、新たに再生可能エネルギー利用設備設置基準及び電気自動車充電設備整備基準の順守の義務を課すため規定を整備する。
- (3) 地域におけるエネルギー有効利用に関する計画制度について、大量かつ高密度なエネルギー需要を発生させるものとして規則で定める規模の開発事業を行う事業者等を対象として、都が定める指針を踏まえ、特定開発区域等脱炭素化方針の作成及び公表の義務等を課すため規定を整備する。
- (4) エネルギー環境計画書制度について、規則で定める特定エネルギー供給事業者を対象として、都が定める指針を踏まえ、再生可能特定エネルギーの供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標の設定、実績の報告並びにこれらの公表を義務付けるため規定を整備する。

第2 施行日

- 1 建築物環境報告書制度及び建築物環境計画書制度
令和7年4月1日ほか
- 2 地域におけるエネルギー有効利用に関する計画制度及びエネルギー環境計画書制度
令和6年4月1日

第3 問合せ先

- 1 建築物環境報告書制度
環境局気候変動対策部環境都市づくり課制度調整担当
直通 03-5388-3515
- 2 建築物環境計画書制度
環境局気候変動対策部環境都市づくり課建築物担当
直通 03-5388-3661
- 3 地域におけるエネルギー有効利用に関する計画制度
環境局気候変動対策部地域エネルギー課熱供給担当
直通 03-5388-3488
- 4 エネルギー環境計画書制度
環境局気候変動対策部計画課計画担当
直通 03-5320-7784